

# 今日の一問 (やまだ塾)

(2008年6月6日掲載)

|       |  |
|-------|--|
| No.35 | 2007年に成立し、2008年4月から施行された「児童虐待防止法及び児童福祉法の一部改正法」のポイントを述べよ。   |
| 解答    | <p><b>(1)児童の安全確認等のための立入調査等の強化</b></p> <p>①児童相談所等の安全確認措置の義務化</p> <p>②解錠等を伴う立入調査を可能とする新制度の創設</p> <p>③立入調査を拒否した者に対する罰金額の引上げ(30万円→50万円以下)</p> <p><b>(2)保護者に対する面会・通信等の制限の強化</b></p> <p>①児童相談所長等による保護者に対する面会・通信制限の対象の拡大</p> <p>※裁判所の承認を得た上での強制的な施設入所措置以外に、一時保護および保護者の同意による施設入所の間も制限可能</p> <p>②都道府県知事による保護者に対する接近禁止命令制度の創設(命令違反には罰則)</p> <p>※裁判所の承認を得て強制的な施設入所措置を行った場合で特に必要があるとき、都道府県知事は、保護者に対し、児童へのつきまといや児童の居場所付近でのはいかひの禁止命令をできる制度を創設</p> <p><b>(3)保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化</b></p> <p>※保護者が指導に従わない場合、一時保護、施設入所措置等の措置を講ずることを明確化</p> <p><b>(4)その他</b></p> <p>①国および地方公共団体による重大な児童虐待事例の分析責務の規定</p> <p>②地方公共団体による要保護児童対策地域協議会設置の努力義務化</p> |

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2008 Shunsaku Yamada. All rights reserved.